

○小田原市工事表彰要綱

(昭和 45 年 4 月 1 日制定)

小田原市工事表彰要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、小田原市が発注した工事（以下「工事」という。）を施行した者に対し、表彰をすることにより、工事の適正な施行と技術の向上に資することを目的とする。

(表彰の方法)

第 2 条 表彰は、感謝状を贈ることにより行うものとする。

2 前項の表彰には、副賞等を添えることができる。

(被表彰者の選考)

第 3 条 表彰を受けることができる者は、請負工事成績評定要綱（以下「成績評定要綱」という。）の評定で 80 点以上の成績を修めた者とする。

(欠格条項)

第 4 条 前条の規定により表彰を受けることができる者に該当する場合であっても、当該工事完成期日前 2 箇年の間において小田原市の指名競争入札に参加することのできる者の資格等に関する事務取扱要項第 6 条第 5 項の規定により入札参加者の指名を停止された者に対しては、表彰を行わないものとする。

(審査)

第 5 条 表彰についての審査は、成績評定要綱に基づき、検査を担当する課長（以下「検査担当課長」という。）が行うものとする。

(表彰者の決定)

第 6 条 被表彰者は、検査担当課長の審査結果に基づき、市長が決定する。

(表彰者の公表)

第 7 条 前条の規定により決定した被表彰者は、広報紙等により公表する。

(表彰の時期)

第 8 条 表彰は、一定の期間とりまとめ行うものとする。

(実施規定)

第 9 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規定は、平成 16 年度の工事から適用する。

附 則（平成20年3月5日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要綱第42号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日要綱第63号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。